

戸籍の振り仮名の届出により 振り仮名に変更がある場合の主な手続き

(令和7年5月26日現在)

(持ち物や注意事項)

氏
の
振
り
仮
名
の
届
出
の
振
り
仮
名
の
届

※現在その振り仮名を使用していることがわかる資料（パスポート、預金通帳、診察券等）をご持参いただくと、手続きがスムーズに行うことができます。

本庁舎 2階
市民課 戸籍係
☎ 237-5390

年金受給者の方へ

年金の受取口座の振り仮名と相違すると、年金の振り込みができなくなる可能性があります。
お近くの年金事務所にお問い合わせください。(甲府年金事務所 252-1431)

氏名の振り仮名の届出により、口座名義を変更した場合は、各種登録されている口座情報についてもお手続きが必要となる場合がありますので、担当部署へお問い合わせください。